

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十一号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「又は第三項」を、「第三項又は第五項」に改める。

第三十一条の六第一項に次の一号を加える。

八 法第七十二条の二十九第五項の規定により申告納付する場合 残余財産の確

定の日の属する事業年度終了の日から二月以内

第三十一条の十第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第十三条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條の三第二項を削る。

附則第二十二條の四第二項を削る。

附則第二十二條の五第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得

が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十二條の第五項を削り、同条第六項中「（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一條第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十條の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第二十三條第一項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「ものを除く。次項」を「ものを除く。次条第一項」に、「キャンピングトレーラを除く。次項」を「キャンピングトレーラを除く。次条第一項」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条」を「ガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動車（以下この条」を「石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「以下この条」を「次項第六号及び第三項第三号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「（家用の乗用車等を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一條第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十一條第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は法第四百九條第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第

五十一条第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「第五十一条第一項第一号イ(2)」を「同条第一項第一号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第五十一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「第五十一条第三号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第三号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ		七千五百円	二千円
		八千五百円	二千五百円
		九千五百円	二千五百円
		一万三千八百円	三千五百円
		一万五千七百円	四千円
		一万七千九百円	四千五百円
		二万五百円	五千五百円
		二万三千六百円	六千円
		二万七千二百円	七千円
		四万七百元	一万五百円
第一項第一号ロ		二万五千元	六千五百円
		三万五百円	八千円
		三万六千元	九千円
		四万三千五百円	一万千円
		五万円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円

第一項第三号イ(2)	第一項第三号イ(1)							第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)							第一項第二号イ																
	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万二千五百円	二万二千五百円	二万	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元	一万二千元	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万五千五百円	八千元	四万七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千元	一万二千元	九千元	六千五百円	十一万円	八万七千元
八千元	七千元	七千五百円	六千五百円	六千元	五千元	四千五百円	四千元	三千円	五千五百円	三千円	四千元	二千円	千六百元	一万五百円	九千元	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千元	一万九千元



第二項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
第二項第二号	八千円	二千円
	八千円	二千円

附則第二十三条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の八第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百円	八千元
	一万七千九百円	九千元
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則第二十三条第六項を同条第三項とする。

附則第二十三条の二第一項中「前日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車等」の下に「（家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
（法人の事業税に関する経過措置）

- この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十一条の六第一項第八号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の条例第三十一条の六第一項第七号の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

4 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第二十三条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。